

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 電子決済手段等取引業者の営業所等の長が行う本人電子決済手段勘定に係る本人確認の方法を定めることとする。(第3条の4関係)
- 2 国外電子決済手段移転等をする者の告知制度について、告知書の提出義務のない者の範囲、告知書の提出を受けた電子決済手段等取引業者の営業所等の長の本人確認の方法等を定めることとする。(第9条の6～第9条の8関係)
- 3 国外電子決済手段移転等調書の提出を要しない国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の上限額は、100万円とすることとする。(第9条の9関係)
- 4 国外電子決済手段移転等調書の提出の特例について、所轄の税務署長以外の税務署長に国外電子決済手段移転等調書の記載事項の提供をしようとする場合における所轄の税務署長への承認申請手続の細目を定めることとする。(第9条の10関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年1月1日から施行することとする。(附則関係)